

森の台小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日改定

I いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない学校を実現するためには、学校だけでなく、保護者、地域など、みんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら児童の指導を進めていく必要がある。さらに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学級・学校の実現に努めるように指導していくことも肝要である。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年9月～施行）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この法律では、「児童が心身の苦痛を感じているもの」を「いじめ」と広く捉えることとし、学校がいじめを見落とすことのないことを目的としている。

本校では、個々の行為について「いじめ」に該当するかどうかを表面的・形式的に判断することなく、苦痛を感じている児童の立場に立ち、その解消に向けて対応していくものとする。

2 いじめ防止等に向けての基本的な考え方

本校の立地は横浜線中山駅に程近く、学区内には多くの住宅がある地域である。地域の住民や保護者の方々は地域や学校への関心が高く、学校の教育活動にも協力的である。いじめや暴力を根絶しようという意識は高いと感じられる。

そうした中で、学校・家庭・地域が連携して「いじめを見逃さない」「いじめや暴力は決してしてはいけないこと」「他者を排除するような環境をつくらない」という意識を啓発・共有しながら、子どもを育てていくことが大切であると考えます。

そこで、学校では、基礎学力の定着や体験活動の充実を図り、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を確かめたり、他者の長所等を見付けたりする活動を通して、互いを認め合う温かい人間関係を学級・学校でつくるようにする。

そして、自分に自信をもち、他との違いを認められる豊かな心を育てることにより、いじめを防止に努めるとともに、保護者等の協力を得ながら、一人ひとりがよりよく変容し成長していくことを期待して根気強く指導に取り組む。

II 学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的にするため、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 「学校いじめ防止対策委員会」の設置 と構成員

○「いじめ防止対策委員会（定例）」

- ・児童指導の基盤となる人権・児童指導委員会と同日に、月1回以上定期的な話し合いや情報共有の場を設ける。
- ・構成員は、管理職、各学年の人権・児童指導委員、児童支援専任教諭（特別支援コーディネーター兼務）、養護教諭とする。

○「いじめ防止対策委員会（臨時）」

- ・いじめの疑いがあるなど緊急に検討する必要がある事案の認知に伴い随時開催する。
- ・構成員は、学校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、当該担任、学年主任、その学年の人権・児童指導委員などとする。

※両委員会ともに、必要に応じて学校カウンセラーや区役所・児童相談所・警察などの関連機関にも声をかけてアドバイスを要請したり、SSWや療育センターなど、心理や福祉等の専門家の参加を求めたりする。

※両委員会において管理職は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、作成した毎回の会議録を校長室で保存する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

○「いじめ防止対策委員会（定例）」

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて各学年の情報の収集
 - ・いじめ防止やいじめに関する指導の方法や指導状況の共有や検証
 - ・教職員のいじめ防止のための研修計画を立案し運営・実施
- 構成員は、学年でいじめの疑いのある事案が発生したときには、主体的に事案の調査や指導、記録等に関わるものとする。重大事態が起こったときには、構成員全員が中心になって調査・対応に取り組む。

○「いじめ防止対策委員会（臨時）」

- ・児童や保護者からのいじめの訴えや情報提供があった場合、またはいじめの疑いがあると教職員が感じたときには、担任や一部の教職員で抱えることなく、「いじめ防止対策委員会（臨時）」を開催し、情報の共有と対応についての協議を迅速に行う。

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見・事案対応

いじめの未然防止

児童の誰もが安全で安心して学んだり過ごしたりできる場として、学校経営計画等をもとに教育活動を進める。

- ・「道徳科」を中心に、学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童自らが他との違いを認め、自尊意識を高められるような授業づくりに努める。
- ・「横浜子ども会議」の取組を通して、「誰もが居心地のよい学校づくり」を児童が主体的に考え、取り組んでいけるように、児童会活動を中心に推進していく。

いじめの早期発見

日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめの芽を見逃さない教職員の見守り体制を構築する。また、児童の生活（YPアセスメント・年2回実施）やいじめに関するアンケートを定期的に行う。11月には、アンケートをもとにした「子ども面談」を行い、担任と子ども達一人ひとりがじっくり話をする時間を設ける。その他、必要に応じて児童の教育相談を行う。

いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。

- ①担任と学年・児童支援専任・養護教諭などにより、被害、加害双方に聞き取りをし、事実確認を丁寧に行うこと。
- ②確認された事実については、双方の保護者に迅速に連絡をすること。
- ③指導の方法についていじめ防止対策委員会で決定し、組織的な指導を行うこと。
- ④指導についても保護者と共有し、家庭との連携を図ること。
- ⑤いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合は、加害児童に対しての指導、支援及び被害児童への心のケアを、警察や関係機関、専門機関と連携して行うこととする。
- ⑥対策委員会での情報共有、対応方針の決定や活動状況等を記録する。
- ⑦いじめを受けた児童への継続的な見守りと支援を、苦痛の解消の確認ができるまで行う。
「行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たされているかどうかを児童及び保護者に必ず確認をした上で、いじめの解消とする。

・教職員等への研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修やいじめ防止研修を企画・実施する。毎月の職員会議の際にも、短時間の研修を行う。それを通し、教職員一人ひとりが辛い思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図るとともに、いじめ防止に関わる指導を確実に実施できる力を養う。

・保護者・地域への発信と連携

学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、学校説明会・入学説明会・PTA運営委員会・学校運営協議会や学地連などを通して広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。HPや学校便りでの発信や、ネットマナーなどの講演会などを行う。R4年度は、ネット教室の開催回数を増やす。

・年間計画

月	内 容
4	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握 YP アセスメントの計画 緑警察による「社会のルールとマナー教室」の開催（6年）
5・6	YP アセスメント1回目 学校の状況・児童の実態の共通理解（YP アセスメント等を基にして） 児童理解（個に応じた対応、保健室報告）「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施 第1回ネットマナー教室の開催（5・6年向け 保護者向けオンライン講座）
7	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、保健室報告） 夏期児童理解研修 夏期特別支援研修
8・9	夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応）
10・11	第2回ネットマナー教室の開催（全校むけおよび5・6年向け） YP アセスメント2回目および「子ども面談」の実施 学校の状況・児童の実態の共通理解（YP アセスメント等を基にして） 児童理解（個に応じた対応、保健室報告）
12	いじめアンケートの実施 学校の状況・児童の実態の共通理解（いじめアンケート等を基にして） 児童理解（個に応じた対応、保健室報告） 人権週間の取組
1	人権週間に伴い「いじめ防止の啓発活動」を実施 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（YP アセスメント等を基にして、保健室報告）「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施 第3回ネットマナー教室の開催（全校向け、学級ごとに実施）
2	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、保健室報告）
3	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、保健室報告） 次年度にむけてのまとめと引き継ぎ

IV 重大事態への対処

本校は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に従い、いじめの重大事態を次のように定義し、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

【重大事態の定義】

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（第1項第1号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（第1項第2号）。

そして、学校が中心となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核にして迅速に必要な対処をすると共に、再発防止に視点を当てた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を市のガイドラインに従い報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

この学校いじめ防止基本方針に示した、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、毎年点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、学校いじめ防止基本方針を改定した際は、改めてHPに公表する。